

## 仕 様 別 紙

1頁

件 名	普通教室修繕（大坂上中学校）	
概 要	1. 場 所 日野市大坂上四丁目17番地の1（大坂上中学校） TEL 042-583-9756	
	2. 期 間 契約日の翌日から令和8年10月30日まで	
3. 内 容 教室数の不足が見込まれているため、3階コンピューター室を普通教室（2室）として活用できるように改修するもの。		
4. 仕 様 （1）仮設工 ・養生工 一式 ・墨出し工 一式 ・整理片付け工 一式 ・床掃工 一式 ・窓・建具等清掃工 一式 （2）撤去工 ・タイルカーペット 92.0m <sup>2</sup> ・OAフロア 92.0m <sup>2</sup> ・鋼製間仕切り 26.1m <sup>2</sup> ・電動スクリーン 1.0箇所 ・スクリーン 1.0箇所 ・OAフロアー見切り 3.0箇所 （3）間仕切り他改修工 ・鋼製間仕切り下地組 LGS-65 18.6m <sup>2</sup> ・断熱材 32k 18.6m <sup>2</sup> ・壁表層下地張り 12.5PB 37.2m <sup>2</sup> ・ビニルクロス張り 普及品 37.2m <sup>2</sup> ・ソフト巾木 H100 7.2m ・天井補修工（照明器具他撤去あと 900角吸音板） 19.0枚 ・天井点検口設置 15.0箇所 ・補修部分塗装 一式 ・入口ドア錠設置工（既存丸落とし撤去含む） 3.0枚 ・ポリシャー研磨・ワックス 塗布2回 ・外窓清掃（内部のみ） （4）家具工 ・背面ロッカー（24mmシナランバー） 42榫 W1650×3 W822×1 1.0台 ・掃除用具入れ（24mmシナランバー） W500×H1900×D460 1.0台 ・教師棚（24mmシナランバー） 1.0台 ・正面黒板 W3600×H1200 半曲面・暗線入り 1.0面 ・掲示板 W1200×H1200 1.0面 ・掲示板 W3600×H1200 1.0面 ・既存ホワイトボード移設 W3600×H1200 1.0面 ・既存品掲示板移設 W1200×H1200 1.0面 （5）電気設備工 A. 分電盤設置工 ・キャビネット B1443 一式 ・開閉器 MCCB3-50A 1.0個		

## 仕様別紙

件名	普通教室修繕（大坂上中学校）	
概要	・漏電遮断器	2.0個
	B. 照明器具工	
	・LED教室照明 取り外し再取り付け（内2台移設）	18.0台
	・LED黒板灯 取り外し再取り付け（内2台移設）	4.0台
	・タンブラスイッチ 1P15A×3	1か所
	・タンブラスイッチ 1P15A×3 ヨビ×6	1か所
	・電線 EEF 1.6-3C	170.0m
	・天井穴補修工（ブランクプレート対応）	一式
	C. コンセント工	
	・コンセント設置	3.0箇所
	・配線工 EEF 2.0-2C	40.0m
	D. 子時計移設工	
	・スピーカー移設工 ATTとも	一式
	・ATT新設 1W S(金属製)	一式
	・子時計移設	一式
	・消耗品雑材	一式
	E. 空調リモコン移設工	
	・移設	2.0箇所
	F. 既存配線類撤去	
	・既存配線類撤去	一式
・教室名板	2.0箇所	
・竣工清掃	一式	
<p>※その他施工のための仮設一切は受注者にて用意のこと。（電気・水道は支給とする）          ※上記仕様の運搬・搬入・取付・雑材搬出一式は修繕に含む。          ※発生材運搬・処分及びその他諸経費を含む。          ※アスベスト検査・報告等については、法令を遵守したものとすること。</p>		
5. 提出書類		
(1) 着手届（工程表・現場代理人・経歴書含む）	契約締結後10日以内に提出。	
(2) 使用材料等承諾願		
(3) アスベスト建材成分調査報告書（事前調査説明書・作業計画書、看板含む）		
(4) 産廃処理結果報告書（マニフェスト含む）		
(5) 環境測定報告書		
(6) しゅん工届（各工程写真をA4版に整理して、修繕しゅん工届と共に提出すること）		
(7) しゅん工図面を1部（A4版）提出すること。		
(8) 支払請求書		
(9) その他、市監督員の指示するもの		
6. 支払条件		
1) 支払い方法	完了後一括払い	
2) 支払い時期	受注者は、完了検査に合格した後、速やかに請求書を提出すること。 市は、請求を審査し適正と認めるときに、受注者に支払うものとする。	
7. 注意事項		
1) 作業日程等は、学校運営に支障をきたさないように、学校管理者及び市監督員と十分に協議の上、実施し、工期を遵守すること。		
2) 児童及び学校関係者に対する安全対策を講ずること。		
8. 特記事項		

## 仕 様 別 紙

件 名	普通教室修繕（大坂上中学校）
概 要	<p>(1) 情報セキュリティポリシーの遵守</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 本業務を履行するにあたって、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」を厳正に遵守すること。</li> <li>2) 日野市の情報資産の保護が適正に行われていることを確認するため、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」に述べる書類（様式1～様式6）を業務内容に応じて提出すること。なお、「外部委託における情報セキュリティ遵守事項」については日野市ホームページの入札情報から入手できる。</li> <li>3) 本業務を履行するにあたって、重要情報（機密性2以上の情報）を取り扱う場合には、盗難・改ざん・紛失・破損等を防止するための適切な処置を講じること。また、情報漏えい等が発生した場合の報告体制も整備すること。</li> <li>4) 本業務を履行するにあたって、秘密保持に関する条項を遵守すること。なお、当該条項については、日野市ホームページで確認すること。</li> </ol> <p>(2) 環境負荷低減の取組について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 日野市では、「SDGs未来都市」として、資源の有効活用と廃棄物の削減による循環型社会の実現を目指し、環境マネジメントシステム「ひのエコ（事務事業のあらゆる領域における環境負荷の低減）」を推進している。 一方で、持続可能なまちを実現するためには、行政だけでなく、事業者や地域とのパートナーシップによる目標と価値観の共有が不可欠である。 このことを踏まえ、本業務の実施に当たっては、次に掲げる日野市の方針等（日野市ホームページにて閲覧可能）に記載している内容を遵守すること。 ①環境基本計画 ②環境配慮指針 ③環境方針 ④環境管理上の要望について ⑤地球温暖化対策実行計画 ⑥気候非常事態宣言 ⑦日野市プラスチック・スマート宣言</li> <li>2) 洗剤の使用については、天然素材を利用した洗剤など、環境にやさしいものを使用すること。 ただし、業務履行上その目的を達成することが困難な場合に限り、必要最小限での合成洗剤使用を可能とする。</li> </ol> <p>(3) 障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供の義務</p> <p>本業務の履行にあたって、「日野市障害者差別解消推進条例（令和元年条例第42号）」に基づき、次の事項に留意すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 障害を理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、事業者は合理的配慮の提供をすること。また、従業員に対し、障害及び障害者に対する理解を深める取組を行うよう努めること。 このほか、障害者に対してはその障害種別に応じて、適切な対応を行うこと。</li> <li>2) 差別等事案を解決するための手続きの過程で、同条例第13条の規定に基づき、当該事業者が正当な理由なく同条例第12条の規定による「勧告」に従わないときは、日野市はその勧告の内容を公表することができる。</li> </ol> <p>なお、「日野市障害者差別解消推進条例」は日野市ホームページにて確認することができる。</p> <p>(4) 内部通報制度</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 日野市では、組織全体のコンプライアンスを推進するため、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例（令和3年6月1日施行）」を制定し、内部通報制度を導入している。 本業務の履行に当たり、日野市の事務事業に係る法令違反、不当な行為等を発見したときは、日野市が設置する行政監察員に対し、その旨を相談又は通報するよう努めるとともに、通報対象となる事実について、行政監察員が調査を行う際は、当該調査に協力しなければならない。</li> <li>2) 内部通報をしたこと、又は行政監察員が行う調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを受けたと思われるときは、行政監察員に対し、その旨を相談又は申し出ることができる。 なお、「日野市職員等の内部通報及びコンプライアンス確保に関する条例」その他内部通報に関する通報先、通報方法等の詳細は、日野市ホームページにて確認することができる。</li> </ol> <p>(5) 環境により負荷の小さい自動車利用</p> <p>本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は使用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）他、各県条例の規定に基づき、次の事項を遵守すること。</p>

## 仕 様 別 紙

4頁

件 名	普通教室修繕（大坂上中学校）
概 要	<ul style="list-style-type: none"><li>・ディーゼル車規制に適合する自動車であること。</li><li>・自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。</li></ul> <p>なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。</p>